

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03295

研究課題名(和文)失業・半失業の常態化と労働者の生活保障

研究課題名(英文)Work life security in the structuralization of unemployment and underemployment

研究代表者

矢野 昌浩 (Yano, Masahiro)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50253943

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,500,000円

研究成果の概要(和文)：不完全就業への所得保障は、社会保障という形で労働関係から外部化して対応するのではなく、ディーセントワークの確立によるべきである。不完全就業リスクを減らすためには、失業保障・老齢保障の充実が不可欠である。ただし、直接的な賃金補填にならない住宅手当や扶養・養育手当等の目的を特定した社会的給付は拡充されるべきである。また、職業能力はその開発・向上が社会・経済の発展に寄与する点で一種の準公共財である。職業訓練の公共性に見合った法規制により、個人の権利としての職業訓練保障の確立が求められる。さらに、不完全就業の要因となりうる「雇用によらない働き方」には、従来の労働法の仕組みを拡張適用していくべきである。

研究成果の概要(英文)：Firstly, the indemnification of underemployment is to be ensured by the establishment of decent work. It is not to be undertaken by the social security, externalized from the labour relations, whereas it would be preferable to expand the social benefits with their specific purposes, such as housing allowance, child rearing allowance, care allowance, which wouldn't be directly provided for wage compensation. It is also necessary for reducing the risk of underemployment to enrich the unemployment insurance and the pension. Secondly, the vocational abilities are public goods in the broad sense, as their evolutions contribute to the social and economic development. The individual rights to vocational training should be ensured by the legal arrangements to be accommodated to their public interests. Thirdly, the employment law is to extend itself as far as possible to all sorts of paid works not via employment, which would become the sources of underemployment and in the end unemployment.

研究分野：労働法・社会法

キーワード：雇用概念 半失業・不完全就業 失業保障 労働権 職業訓練

1. 研究開始当初の背景

OECD のデータ(当時)によれば、日本では、失業期間の長期化、非正規雇用の拡大、不本意パート・就労意欲喪失労働者の増加、所得格差の拡大が顕著であるとともに、社会保障給付が GDP に占める割合は低位であり、職業訓練・再就職支援等の積極的労働市場政策や失業時の所得保障に割合に至っては低下していた。雇用・生活状況が悪化する一方で、雇用・生活支援措置の社会政策での位置づけが相対的に低下している。このことは貧困観の転換を不可避とする。稼働能力を有する者、その活用意欲をもつ者、さらには現に就労している者の貧困があらたに課題となる。

失業に近似した状態(就労しているが生活可能な所得を得られない状態)について、国際労働統計学では underemployment (経済成長前の零細な自営的就労等を前提として「不完全就業」と訳されてきたが、完全雇用政策の下での雇用社会成立後の非正規雇用を主たる対象とする場合には「半失業」と訳した)として問題にしてきた。失業と半失業の間には代替関係がある。近年の ILO の文書では、失業と半失業をともに減少させるための一対となった政策の重要性が指摘されている。

日本の雇用状況は、バブル経済崩壊後に「失業の常態化」を経た後、近年ではそれが「半失業の常態化」へと転じた。不完全就業問題は、日本の労働市場政策でも 1950 年代後半にすでに着目されていたが、経済成長がその解決を図ると考えられていた。しかし、オイル・ショック以降、高齢者、さらには女性の雇用に半失業の存在が再認識されるようになり、バブル経済崩壊後はこれに若年者雇用が加わった。半失業の拡大は雇用社会の持続可能性に深くかかわる問題である。このような半失業の重畳的形成を比較法も踏まえながら整理・検討する必要があると考えた。

2. 研究の目的

日本では失業率低下の一方で、半失業の状態にある労働者が増加している。標準的な雇用を前提に被用者保険が適用される伝統的な生活保障の仕組みは、現状と大きく乖離しつつある。従来型の労働法と社会保障法の役割分担では、このような事態に対処できない。労働者の生活保障のためのあたらしい法的仕組みを、労働法と社会保障法の連携による雇用・労働条件保障 (decent work) と失業保障 (decent unemployment) の確立という観点から検討する。それとともに、「半就労・半福祉」による生活保障の可能性を検討する。本研究は、半失業の常態化に対応した新しい社会法構築の展望を示すことを目指した。

3. 研究の方法

研究は、4 つの個別テーマを柱にそれぞれ比較法研究 (韓国・ドイツ・フランス) を組み込み、理論 WG によってこれらを総合化・体系化しながら推進した。具体的な作業は各

個別テーマに対応する 4 つの WG で行った。

WG1 は、半失業問題に即しながら、雇用の多様化、均等処遇、最低賃金・労働時間規制、労働移動、雇用と社会保障の連携を検討した。研究全体の要となるもので理論 WG が担当した。WG2 は、失業保障・最低生活保障に関する検討を担当した。「半就労・半福祉」による生活保障の可能性の検討も行った。WG3 は、被用者保険・社会保険に関する検討を担当した。被用者保険の拡大によるセーフティネット拡充の方策について具体的な提案も検討した。WG4 は、職業訓練を含めた就労促進、とくに若年者支援に関する検討を担当した。

4. 研究成果

(1) はじめに

主要な研究成果としては、3 点挙げられる。第 1 は、WG1 ~ WG3 での作業を総合する形での反不完全就業法形成の理論的方向性に関するものである。第 2 は、WG4 での作業を踏まえた職業訓練法のあり方に関するものである。第 3 は、「雇用によらない働き方」の拡大について、研究当初も新しい不完全就業の要因になりうるものとして留意していたが、直接の検討課題から除外していた。しかし、情報通信技術の急速な発展等を背景に、政府サイドでも本格的に検討が最近進み始めたことから、その法的規制も理論 WG で考察するに至った。以下順次記していきたい。

(2) 反不完全就業法の形成に向けて

統計データをもとに先進諸国の雇用状況を比較すると、失業に比して半失業が相対的に多い日本・韓国などのグループと、半失業に比して失業が相対的に多いドイツ・フランスなどのグループが存在する。また、非正規雇用法政策について、有期・派遣を臨時的なニーズに対応するものとしつつ、パートを含めて正規雇用との平等処遇を図るアプローチ (雇用の標準化) と、失業との関係で就労促進策として積極的に活用を図るアプローチ (失業の雇用化) とがみられる (1 つの国で両者が併存する場合も少なくない)。日本では半失業の拡大により「雇用と失業の二分法」が曖昧にされたが、その再確立を目指すべきというのが主たるメッセージとなる。

半失業の拡大 (雇用の劣化、生活をそれだけでは保障しない就労による貧困の常態化) には、社会保障給付による救済を図る方法が考えられるが、MacJob と MacWelfare の組合せとなる可能性が高い。この場合、低賃金で労働者を使用することが可能となる点で、使用者に賃金引上げのインセンティブが働きにくい。しかし、実際にはこのような形で社会保障給付が行われることはまれであり、とりわけ日本では、むしろ社会保障の仕組みが半失業を生み出す重要な一因となっている。たとえば、高齢者について、65 歳以降では、老齢年金では生活できないため、シルバー人材センター (「生きがい」就労を想定する制

度)を使って、雇用労働者よりも低い労働条件で就労せざるを得ない、60歳以降では、在職者老齢年金や高齢者雇用継続給付といった在職給付(In-Work Benefit)を受給していることを前提に、企業で従前の労働条件が引き下げられるといった事態が普及している。いずれの場合でも平等原則との緊張関係が生じている。また、パート労働については、雇用保険、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格が、税制上の配偶者控除とともに本人の賃金額および地域労働市場での賃金水準形成に抑制的効果を及ぼしている。「労働法と社会保障法の連携」による半失業への対応が理論的には考えられるが、現実には悪しき連携により半失業が助長されている。

基本的には、半失業への所得保障は社会保障という形で労働関係から外部化して対応するのではなく、ディーセント・ワークの確立による賃金自体で確保されるべきである。半失業リスクを減らすためにも、失業保障・老齢保障等の社会保障の充実が必要である。また、雇用である以上は、それにとまなう医療を含めた職域保険の適用も当然となる。ただし、所得保障という点では、直接的な賃金補填にならない、住宅手当や扶養・養育手当等の目的を特定した社会的給付は積極的に拡充されるべきである。そのような形での「半就労・半福祉」であれば問題が少ないと考える。本研究はこの点では当初の仮説を大きく修正することなく、以上の結論に至った。

(3) 職業訓練法の未来

日本の職業訓練法・職業能力開発促進法(以下「職業訓練法」という)をめぐる議論は、他の労働立法に比して社会的に広がりをもったり、対立軸や論点が明確にされたりする形では行われてこなかった。同法は度重なる改正を経て現在に至ったが、職業訓練に関する積極行政のための法(職業訓練を中核とする施策等を総合的・計画的に講じることによる職業能力開発・向上の促進を図るための法)にとどまっている。このことは職業訓練法が労働基準法から分離・切断された形で体系化されてきた負の遺産といえる。現状では、使用者が労働者の職業能力開発・向上に無関心であったり、時間と費用をそれほどかけていなかったりする場合が少なくない。労働者のケイパビリティ発展という観点からは、社会的諸権利が法秩序により承認され保護され、それにアクセスできることが重要である。

職業訓練機会の拡大とそのための多様化が、日本の職業訓練法の発展に通底する大義名分であったが、職業訓練の基幹的なプロバイダとして予定されているのは企業と公共職業訓練施設である。企業が職業訓練の対象とするのは、基本的には当該企業の下で長期雇用慣行にある従業員であり、そこから排除された者にとっては、公共職業訓練施設が依然として重要な役割を果たすことが期待される。また、労働そのものと同じく、職業能

力形成は労働者にとって権利である一方で、使用者の下では業務の一環として義務ともされうが、公共職業訓練主導では後者の面を、企業主導の場合には前者の面をそれぞれ無視できるため、この二律背反を曖昧にすませることができた。「個人主導」という職業訓練法のあたらしい政策理念がそれを具体化する施策に乏しいのは、企業の裁量的な人事政策と対立することによると思われる。

労働者の社会的な職業能力形成に向けて事業主も労働者自身もアクティブにするために、たとえば、労働者の職業能力開発・向上が事業主集団の財政的責任により行われることを明確にして、事業主が当該拠出金を財源とする支援の対象となる職業訓練を計画的に実施することで、財政負担の実質的な補填を受けられる(そのことを促進する)仕組みを拡充すること、労働者の職業能力形成について使用者が労働契約上の義務を負うことを明確にしたうえで、年次有給休暇にならった有給教育訓練休暇の制度化によって、職業訓練に対する労働者の権利保障を徹底させること、企業の職業訓練計画に関する年次交渉義務を課すことなどが考えられる。いずれも日本の現行法の延長線上にあるアイデアであり、またフランス法が採用する仕組みをモデルとしている。

職業能力の開発・向上は社会・経済の発展に寄与するという点で、社会的投資の対象となる一種の準公共財である。労働市場における実質的な行為能力の形成という点では、職業訓練はセーフティネットとしての役割も果たす。これに対して、企業内での職業訓練は、他所からの委託を受けての実習訓練の場合を除いて、本質的には当該個別資本のためのものである。また、個人主導といわれているものが、職業訓練の不確実性を労働者の自己責任とするのを避けなければならない。職業訓練の公共性に見合った法規制が必要であり、個人の権利としての職業訓練保障に向けた労働市場インフラの整備によって、職業訓練法の新時代を画することが期待される。

(4) 「雇用によらない働き方」への対応

「雇用によらない働き方」の拡大は、「1つの企業での雇用」を暗黙裡に前提とした戦後生活保障モデルを3つの方向で相対化する。すなわち、就労の脱雇用化(自営的就労等)・脱企業化(インターネットを媒介としたクラウドソーシング等)・複数化(兼業・副業、マルチジョブ等)という方向である。

「雇用によらない働き方」が議論となる背景には、資本主義の転形にとまなう働き方の変化がある。2000年代以降に多くの国で見られるようになった働き方の主要な変化として注目されるのは、あたらしい二重構造の強化である。労働市場では著しく交渉力の異なる“self-programmable labour”と“generic labour”が増加しつつある。すなわち、一方で、今日の資本主義は、知識・情報を生産要

素として重視する（認知資本主義）。そこでは高い教育を受けた知識労働者の意思決定の自律性が増大しており、これらの労働者は企業にとってもっとも価値ある資産（いわゆる人材）となっている。他方で、多くの手作業は自動化困難であるとともに（モラベックのパラドックス）多数の労働者（とりわけ若者、女性、外国人労働者）は職を得るためにいかなる条件も受け入れざるをえないことから、命令履行者としての労働者も増加し続けている。これらに加えて、働き方のフレキシビリティは強化されており、長期雇用や予見可能なキャリアパスに恵まれた労働者の比率は低下している。低スキルサービス経済が拡大するなかで、知識経済も拡大するという構造がこうして生み出されている。

労働市場と労働の変化に強力な影響を及ぼしているのは、情報通信技術の発展である。その影響の仕方は企業と政府の戦略・政策によって実際には左右されるが、企業が労働力利用にフリーハンドをもつ場合には、当該組織へのコミットメントとの交換で高い報酬と一定の自律性を与える人材の獲得、中核労働のオートメーションとオフショアリング、低賃金労働に特化したサプライヤーへの低レベルの業務活動（清掃やメンテナンスなど）の委託という労働力配置に至る傾向にある。伝統的なピラミッド型のヒエラルキー構造は、“self-programmable labour”の生産性を高めるためにも、“generic labour”をより柔軟に利用するためにも適していないとして、生産・労働システムのネットワーク化が進む。少なからぬ個人はいわば「自由な働き方を強いられる」ことになるが、情報通信技術の発展はそれを促進する。働く者の従属のみならず自由・自律までも生産に動員する事態が深化している。また、生産システムのなかに不完全就業の形成・拡大が組み込まれている。日本の不完全就業は非正規雇用や自営的就労を中心とするが、正社員にも及んでいる。かつてのように経済成長による不完全就業問題の消失は期待できない。法の果たすべき役割ははるかに大きくなっている。

労働法的規制は企業を前提にしていた。また、自由経済において雇用は企業のイニシアティブによってしか存在しえず、国家は自らが替わって使用者になるのでない限り、完全雇用政策のもとで雇用を創設したり、維持したりすることはできない。この点は、日本を含めて、労働権に関する憲法規定の解釈に影響を与えてきたといえる。企業という組織の境界は取引費用と機会費用との均衡点によって画定されるといわれるが（コースの定理）情報通信技術の発展やそれによるプラットフォーム・ビジネスの興隆は、取引費用の低減を通じて企業それ自体の統合力を弱める（企業の希釈化）。時間と空間を共有する組織体としての企業の規模は縮小するとともに、企業は会社法人格を越えた経済的にはより大きな社会的広がりをもつシステムに

転換しつつある（企業のネットワーク化）。そこで生じる労働者の従属関係を従来の労働法は十分に包摂・調整できていない。

以上要するに、「雇用によらない働き方」の推進はポスト完全雇用政策としての性格を帯びており、そのままでは労働法の究極の規制緩和となりうる。それとともに不完全就業社会をつくりだす要因となるであろう。雇用あるいは企業を前提としない働き方も包摂した労働法を構想することが必要となる。日本法の現状を前提にした場合、論点の羅列でしかないが、労働者概念の見直し（経済的従属性を基礎として従属性の程度に応じて保護を上乗せしていく）、事業主の共同責任の調整・制度化（伝統的技法としての社会保険の活用、僅少労働・マルチジョブ・自営的就労のカバーなど）、職業訓練制度の充実（(3)参照）、労働者の集団的権利保障のアップデート（人権としての共通利益の擁護・増進のための活動、法的支配を逸脱した事実上の支配だけではなく、法的支配そのものに対する規制）が挙げられる。「雇用によらない働き方」における労働権保障の仕組みを、労働者としての社会保険の適用を含めて具体化すべきであるが、雇用を前提として発展してきた従来の労働法の仕組みを、可能な限り拡張適用していくべきである。

(5) その他

本研究グループは、韓国の研究者とシンポジウムなどを通じて交流するなかで、「自治体による労働・社会法政策」の重要性を強く認識するに至った。また、「若年者に対する職業訓練」については、とくにドイツで実態調査なども行った。これらのテーマについては引き続き検討を続け、具体的な成果・提言を公開できるようにしたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計28件)

矢野昌浩、労働法における企業パラダイムの現状と課題（下）、法律時報、査読有、90巻2号、2018年、122-127頁

矢野昌浩、労働法における企業パラダイムの現状と課題（上）、法律時報、査読有、90巻1号、2018年、119-124頁

上田真理、若者の職業教育を受ける権利ドイツにおける雇用と生活保障の交錯、東洋法学、査読無、61巻3号、2018年、75-118頁

https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=9976&file_id=22&file_no=1

上田真理、非正規労働と社会保障法、東洋

法学、査読無、61 巻 1 号、2017 年、25-52 頁
https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=9202&file_id=22&file_no=1

脇田滋、韓国における雇用安全網関連の法令・資料(7) 特殊形態勤労従事者労働三権保障立法勧告、龍谷法学、査読無、50 巻 3 号、2018 年、1747-1762 頁

脇田滋、韓国における雇用安全網関連の法令・資料(6) - ソウル特別市感情労働者保護条例・関連資料、龍谷法学、査読無、50 巻 1 号、2017 年、523-597 頁
<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32036265>

脇田滋、「派遣労働と団結権」に関する再検討 日・韓・EU を比較して、労働法律旬報、査読無、1896 号、2017 年、35 - 43 頁

高田清恵、社会保障制度の改革の現状と憲法 25 条論の課題 社会保障法学の観点から、法の科学、査読有、48 号、2017 年、48-56 頁

木下秀雄、「保育」施設未入所について損害賠償を命じたドイツ連邦通常裁判所 「保育」を受ける権利を考える、保育事情、査読無、487 号、2017 年、13-21 頁

武井寛、書評：西谷敏著『労働法の基礎構造』・和田肇著『労働法の復権』、法の科学、査読無、48 号、2017 年、158-163 頁

矢野昌浩、ヨーロッパにおける労働法改革論の現段階とその射程 移行労働市場論とフレキシキュリティ概念を中心に、龍谷法学、査読無、49 巻 2 号、2016 年、623-647 頁
<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32019478>

脇田滋、韓国における雇用安全網関連の法令・資料(5) ソウル特別市労働政策・非正規職関連条例、龍谷法学、査読無、49 巻 4 号、2017 年、1571-1602 頁
<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32028307>

脇田滋・妹尾知則、韓国における雇用安全網関連の法令・資料(4) ソウル特別市生活賃金条例、龍谷法学、査読無、49 巻 1 号、2016 年、173-187 頁
<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32006831>

金鍾珍・脇田滋、生活賃金論議の社会的意味と示唆点 どのような賃金が必要なのか、社会科学研究年報(龍谷大学)、査読無、46 号、2016 年、52 - 60 頁
<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32>

009036

田中明彦、2014 年の韓国国民基礎生活保障法改正とオーダーマイド型個別給与改編の現状と課題 - 貧困社会連帯への聞き取り調査から、龍谷大学社会学部紀要、査読無、52 号、2017 年、59-67 頁
<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD32055745>

瀧畑芳和、社会保障の公的責任論の今日的意義、福祉のひろば、査読無、204 号、2017 年、22-27 頁

田中明彦、公的年金の原則と課題(3) 皆年金の実現をめざして、龍谷大学社会学部紀要、査読無、48 号、2016 年、10 - 18 頁

川崎航史郎、適用基準設定の法的考察、社会保障法、査読有、31 号、2016 年、81-94 頁

矢野昌浩、持続可能な社会と雇用 派遣労働を中心とする非正規雇用規制とのかかわりで、法学セミナー、査読無、731 号、2015 年、17-21 頁

脇田滋、派遣労働拡大と労働関係・社会保障の理論、法学セミナー、査読無、731 号、2015 年、22-26 頁

②田中明彦、国民皆年金下の障害基礎年金の「保険料納付要件」の解釈のあり方 障害基礎年金不支給決定取消訴訟事件に係る意見書、賃金と社会保障、査読無、1641 号、2015 年、18-66 頁

②木下秀雄、介護サービスをめぐる法規制の現状と課題、現代消費者法、査読無、29 号、2015 年、4-10 頁

③木下秀雄、「被用者保険加入の権利」の視点から見た 2012 年厚生年金適用「拡大」法改正 1980 年内かんの批判的検討と今後の課題、労働法律旬報、査読無、1843 号、2015 年、6-16 頁

④木下秀雄、ドイツの「保育」事情概観、保育情報、査読無、461 号、2015 年、11-15 頁

⑤瀧畑芳和、労働規制・社会保障「改革」がもたらす社会権の Constitutional Change、法の科学、査読有、46 号、2015 年、88-93 頁

⑥瀧澤仁唱、障害者権利条約批准と障害者法制、桃山法学、査読無、25 号、2015 年、73-95 頁
https://stars.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=290&file_id=22&file_no=1

⑳川崎航史郎、保険者による社会保険適用基準設定に関する一考察、社会科学研究年報（龍谷大学）査読無、45号、2015年、137-148頁

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD00544018>

㉑川崎航史郎、生活困窮者の医療保障 - 国民健康保険における保険料滞納と給付制限に着目して、龍谷法学、査読無、48巻1号、2015年、385-416頁

<https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/TD00561014>

〔学会発表〕(計4件)

山川和義、雇用の二極化と労働法改革の動向、民主主義科学者協会法律部会、2017年

高田清恵、社会保障制度改革の現状と憲法25条論の課題 社会保障法学の観点から、民主主義科学者協会法律部会、2016年

川崎航史郎、適用対象者の認定手続きに関する法的考察、日本社会保障法学会、2015年

矢野昌浩、持続可能な社会と社会法、早稲田大学比較法研究所プロジェクト連続講演会(招待講演)、2015年

〔図書〕(計4件)

日本労働法学会編、日本評論社、講座労働法の再生第2巻：労働契約の理論、2017年、矢野昌浩：245-265頁

矢野昌浩・上田真理・脇田滋・木下秀雄・濱畑芳和・妹尾知則・嶋田佳広・瀧澤仁唱、日本評論社、雇用社会の危機と労働・社会保障の展望、2017年、312頁

伍賀一道・脇田滋・森崎巖編、旬報社、劣化する雇用 ビジネス化する労働市場政策、2016年、脇田滋：117-138頁・174-192頁

榎澤能生編、成文堂、持続可能社会への転換と法・法律学、2016年、矢野昌浩：220-242頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.ryukoku.ac.jp/~myano/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

矢野 昌浩 (YANO, Masahiro)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50253943

(2) 研究分担者

脇田 滋 (WAKITA, Shigeru)

龍谷大学・社会科学研究所・客員研究員

研究者番号：50128691

上田 真理 (UEDA, Mari)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：20282254

田中 明彦 (TANAKA, Akihiko)

龍谷大学・社会学部・教授

研究者番号：60310182

高田 清恵 (TAKATA, Kiyoe)

琉球大学・人文学部・教授

研究者番号：30305180

濱畑 芳和 (HAMABATA, Yoshikazu)

立正大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：60581642

川崎 航史郎 (KAWASAKI, Koshiro)

三重短期大学・法経科・准教授

研究者番号：20727896

(3) 連携研究者

木下 秀雄 (KINOSHITA, Hideo)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：50161534

瀧澤 仁唱 (TAKIZAWA, Hitohiro)

桃山学院大学・法学部・教授

研究者番号：60226959

武井 寛 (TAKEI, Hiroshi)

甲南大学・法学部・教授

研究者番号：80226985

(4) 研究協力者

萬井 隆令 (YOROI, Takayoshi)

龍谷大学・名誉教授

嶋田 佳広 (SHIMADA, Yoshiro)

佛教大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：40405634

山川 和義 (YAMAKAWA, Kazuyoshi)

広島大学・法務研究科・教授

研究者番号：00469503

妹尾知則 (SENO, Tomonori)

龍谷大学・社会科学研究所・嘱託研究員